

株式会社 佐世保玉屋<一般事業主行動計画(第3回)>

従業員が仕事と家庭の両立させることができ、全員が働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定しました。

1、計画期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間

2、内 容

(変更前目標1) 計画期間内に妊娠中や出産後の従業員に対し相談体制の整備を実施する。

- ①平成21年4月～ 医務室を窓口とした相談、情報提供を期間中実施する。
(「妊娠・出産・職場復帰の手続き」の配付、説明)
雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知。
- ②平成21年5月～ 新任役付者に対する次世代育成に関するセミナーに実施。
- ③平成22年4月～ 全従業員に育児休業等に関する諸制度の周知徹底を図る。

(変更前目標2) 計画期間内に育児休業期間を「満1才」から「満2才」までの延長を検討する。

- ④平成21年9月～ 社員の具体的ニーズの調査。
- ⑤平成22年1月～ 総務部において、制度改革の詳細について検討。
- ⑥平成22年5月～ 労使で制度改革についての検討を行う。
- ⑦平成23年1月～ 「満2才」への延長改正へ向けての具体的協議を行う。

(変更前目標3) 計画期間内に希望する社員の育児休業等の取得状況を次の水準にする。

- ⑧男性社員・・・取得者の1名以上の達成を目指す。
- ⑨女性社員・・・取得率80%以上を維持する。
- ⑧・⑨については変更期間前に目標達成。

(変更前目標4) 計画期間内に社員の所定外労働時間を計画期間前よりも削減する。

- ⑩平成22年4月～ 管理監督者に対する意識改革のための研修を実施する。
- ⑪平成23年9月～ ノー残業デー拡充を検討する。(現行週1回を週2回へ)
- ⑫平成24年3月～ 平成21年と平成23年を比較して(3月～2月)残業時間を20%削減する。

(変更前目標5) 計画期間内に子どもを連れてお客様が安心して利用できるよう施設の改修。

- ⑬平成22年3月～ ベビーカーの買い替え。
- ⑭平成23年9月～ 授乳室の改修。

(変更前目標6) 計画期間内の若年者に対するインターンシップ等の継続受入。

- ⑮平成21年7月～ インターンシップ受入校の従業員への事前通知。
(受入前に会社掲示板に学校名、人数、期間等を掲示)
- ⑯平成21年4月～ インターンシップ実施プログラムの検討。
- ⑮・⑯については変更期間前に実施済み。

1、計画期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間(変更)

2、内 容

(変更後目標1) 計画期間内に育児・介護休業法に基づく育児・介護休業等に関する諸制度の周知徹底を行う。

- 平成24年8月～ 改正育児介護休業法の周知徹底。
- 平成24年9月～ 役付者に対する次世代育成に関するセミナーの実施。

(変更後目標2) 計画期間内に社員の年次有給休暇の取得の促進及び所定外労働時間を計画期間前よりも削減する。

- 平成24年7月～ 有給休暇取得促進のため記念日休暇(誕生日、結婚記念日、子供のイベント等のために有給休暇1日取得する)実施のために労使で協議を開始し、平成24年度中の導入を行う。
- 平成24年7月～ 管理監督者に対する意識改革のための研修を実施する。
(中元・歳暮の繁忙期前に実施する6月・11月)
- 平成24年3月～ 平成21年度と平成25年度を比較して(3月～2月)残業時間を25%以上削減する。

(変更後目標3) 計画期間内に従業員の健康管理サポートの取組みを実施する。

- 平成24年6月～ 職場におけるメンタルヘルス対策の研修を実施する。
- 平成24年5月～ 産業医による健康相談の実施。

<※変更点>

- ①については変更前期間中から実施済。今後も対象者に行う。
- ②・③については変更期間後も継続して取り組む。
- ④～⑦については労使で検討したものの、現状ニーズもなく今回は削除。
- ⑧・⑨については期間変更後も継続して取り組む。
- ⑩・⑫については変更期間後も継続して取り組む。
- ⑪については現状、ノー残業デー週2回は困難なため削除。
- ⑬・⑭については変更前期間中に実施済み。
- ⑮・⑯については変更期間中に実施済み。今後も受け入れを積極的に行う。

以 上